

各位

告 示

青森公立大学学則第36条（青森公立大学大学院学則第39条）の規定及び青森公立大学学生等の懲戒に関する規程により、下記とおり懲戒処分を行ったので告示する。

記

学部・研究科

学年

懲戒の種類

懲戒の日付 年 月 日

(停学の場合)

停学期間 無期 若しくは 日間（ 月間）

以上

年 月 日

青森公立大学
学長